

2021年9月定例会(9月29日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○松谷 清君 それでは、通告に従いまして、3点の質問をさせていただきます。

まず、健康長寿・カーボンフリーと建築物省エネ法の改正についてお伺いします。

政府は2050年、カーボンフリー、2030年46%削減というトップダウン型の目標を示しました。現在11月のイギリスでのグラスゴーCOP26に向けて、資源エネルギー庁による第6次エネルギー基本計画、環境省による温暖化対策計画が9月3日から10月4日まで、パブリックコメントにかかっています。

田辺市長は、代表質問で、公明党の山本議員に対して気候危機に対する思いの丈を演説してもらったわけでありましたが、昨年12月議会の2050年カーボンフリー宣言を踏まえ、今年度、ゼロ・エネルギー・ハウス、ZEH戸建住宅補助金制度と官民協議会を開催し、2022年、第3次地球温暖化対策実行計画を策定していく準備に入ったわけであります。

そこで、2019年、こうした中で改正された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる改正建築物省エネ法の施行により、建築主に300平米以上の住宅のエネルギー消費性能の届出義務や建築士に300平米未満の新戸建住宅を含む建築物の施主へのエネルギー消費性能の説明義務が課されました。

そこで2点お伺いいたします。

改正建築物省エネ法の施行の概要及び届出における2020年度の適合率はどのようなものか、伺いたいと思います。

2つ目に、時を同じく、この4月1日から始まりました静岡市のZEH補助金制度では、何件の申請があり、申請された建築物が静岡市版ゼロ・エネルギー・ハウス、ZEH基準となる外皮基準や一次エネルギー消費量水準に対し、平均でどの程度上回る数値となっているのか、伺いたいと思います。

次に、入浴中に急激な温度の変化で身体がダメージを受け、死に至る可能性があるヒートショックについて伺います。

これを示唆するのが静岡市消防局からいただきましたお手元にあります資料です。

自宅の入浴が関係したと推定される事故等の数値によれば、2020年の入浴時救急搬送317人のうち既に心肺停止となっていた人は47人、驚くわけですが、静岡市の交通事故年間総死者数は18人でありますので、約3倍であります。その47人の内訳は12月から3月の冬の1か月平均死者数は7人で、4月から11月の春、夏、秋の2.4人の約3倍であります。いかに冬の入浴にリスクが潜んでいるか、指し示すものであります。

一方で静岡県を含む温暖な地域のほうが北海道や東北地域よりも、冬季死亡の増加率が高いという、お手元の資料であります。カラー刷りの資料ですね。厚労省の人口動態統計に基づく調査結果であります。寒さに鈍感な温暖な地域こそ、冬場の健康管理が重要であり、ヒートショックの備えが必要であると考えられるわけであります。

そこで2点お伺いいたします。

健康増進の観点から、これまでのヒートショック対策はどのようなものであったのか。

また、住宅の断熱対策を含めたヒートショック対策について、他局との連携はどのように考えているか、伺いたいと思います。

次に、城北公園Park-PFI事業についてお伺いいたします。

6月29日、城北公園Park-PFI事業について、私は総括質問させていただきましたが、3か月たち、様々な変化が起きております。

先ほど浜田議員からもるる質問があり、答弁も行われ、また重なるところがありますけれども、御容赦願いたいと思います。

8月18日に、城北公園の会の代表と市長面談が行われ、3点の要望書が提出されました。その後8月21日、

22日の集中説明会はコロナ緊急事態宣言により、10月16日に延期となり、申込者に説明会資料、意見用紙が送付されました。お手元の資料3ページ目でございます。この資料にはAエリアの果たす役割や来園者用駐車場にドライブスルーを附帯することの取りやめなど、新たな配置計画の検討を進める、があります。この間のBエリアの48台の駐車場の縮減やドライブスルーを附帯することの取りやめ検討など、住民、市民の声を踏まえた対応については、これは高く評価するところであります。

そこで伺います。

市長への要望の第1点は、公園内にドライブスルー施設、スタバ専用駐車場を設けないとなっております。説明会資料のドライブスルー取りやめ検討には、ドライブスルー関係のスタバ用24台の駐車場、資料では来園者駐車場となっておりますが、この駐車場は取りやめられるものと理解する人たちが圧倒的であります。なぜならば、都市公園100選に選ばれた城北公園の魅力を維持していく上で、できる限りの駐車場台数の制限が必要であるとの認識が前提にあるからであります。

Bエリアの48台については、縮減案も出され、歩み寄っております。駐車場が必要でということであれば、麻機街道を挟んで、現在、図書館用に利用されている駐車場があるわけでありまして。Aエリア24台の駐車場を残すことに大きな疑問が投げかけられております。

そこで、店舗専用の駐車場を設けることは、市が求めているBエリアの48台、つまり子連れの若い世代への来園者用に備えるという必要な駐車場台数、駐車場整備条件との整合性が図られているのかどうか、伺いたいと思いません。

以上で1回目の質問を終わります。

35〇都市局長(宮原晃樹君) 改正建築物省エネ法の施行及び届出における令和2年度の適合率についてですが、建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、平成27年7月に制定されました。

さらに、規模、用途に応じて適合義務、届出義務、説明義務のいずれかの義務を課し、実効性の高い、総合的な対策を講じられるよう令和元年5月に改正され、本年4月に施行されました。

この施行により、省エネ性能基準への適合義務が課せられる住宅以外の建築物が、延べ床面積2,000平方メートルから300平方メートル以上に拡大され、300平方メートル未満の建築物は、設計者から建築主へ省エネ性能に関する説明義務が課せられました。

なお、300平方メートル以上の住宅については、建築主による省エネ性能の届出義務が継続されております。

次に、届出義務のある延べ床面積300平方メートル以上の住宅で、令和2年度に本市へ届出された省エネ性能基準への適合率ですが、届出された100件のうち適合は74件で、適合率は74%となっております。

36〇環境局長(藪崎 徹君) 補助金制度の申請件数と基準に対する数値についてでございますが、初めに大幅な省エネルギーと再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロになる住宅、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス——ZEHの普及拡大を目的とした静岡市版ZEH建築等事業補助金の申請件数は、9月17日時点で17件となっております。

次に、静岡市版ZEHの基準と申請された建築物の性能との比較についてでございますが、静岡市版ZEHは、建築物の性能として2つの要件を満たす必要がございます。

1点目は、断熱性能を示すUA値に関するものでございます。2点目は、冷暖房や換気、照明、給湯に係る一次エネルギー消費量の削減割合に関するものでございます。

申請のありました建築物の性能の平均値は、断熱性能を示すUA値が0.87以下の基準に対し0.51、再エネを除

く一次エネルギー消費量の削減率が20%以上の基準に対し32.7%、再エネを加えた一次エネルギー消費量の削減率が100%以上の基準に対し132.8%となっておりまして、静岡市版ZEHの要件を上回る高い性能の住宅が建築されております。

37〇保健福祉長寿局長(杉山友章君) ヒートショック対策に関する2点の御質問にお答えします。

まず、健康増進の観点から、これまでのヒートショック対策はどのようなものかについてですが、これまで地域の公民館などで行われているS型デイサービスやシニアクラブの定例会などで、保健福祉センターの職員が冬の健康教育の一環として、参加者に対しリーフレットを活用したヒートショックを予防するための安全な入浴方法を紹介するなどの取組を行っています。

次に、住宅の断熱対策を含めたヒートショック対策について、他局との連携はどのように考えているのかについてですが、令和2年11月発出の消費者庁の通知によると、ヒートショックの対策として、部屋間の温度差をなくすために、居室だけではなく、家全体を暖かくすることが重要で、二重サッシにするなど、断熱化も有効と示されています。

このことから、保健福祉センターの職員が行う冬の健康教育において、都市局や環境局の職員から、省エネ化にもつながる住宅の断熱化の有効性について説明するなど、ヒートショック対策について他局とも連携して啓発してまいります。

38〇都市局長(宮原晃樹君) 城北公園Park-PFI事業において、店舗専用の駐車場を設けることは、市が求めている48台の駐車場整備条件と整合性が図られているのかについてですが、公募に当たっての駐車場整備条件は、指定区域に求めている48台以外に追加整備する場合は、事業区域または事業区域以外の場所については、現況を生かした整備であれば、設置を認めることとしておりますので、店舗周辺に駐車場を設けることは、公募条件と整合性が図られております。

なお、事業者が店舗周辺に計画している駐車場については、店舗を利用する方に限られた駐車場として計画されているのではなく、全ての来園者が利用できる駐車場です。

〔松谷 清君登壇〕

39〇松谷 清君 それでは、質問を続けさせていただきます。

まず、建築物省エネ法改正に関わるものですが、今、建築物省エネ法改正後の現状について答弁をいただきました。

環境局のゼロ・エネルギー・ハウス、ZEH補助金制度、結果を聞くと極めてレベルの高い建物が建てられつつあると。一方で、今、昨年からの状況の説明で74%という説明がありましたけれども、こういう中で法の趣旨の浸透には、まだ課題があるように思います。法改正の目的を生かすために、今後、説明義務に関する設計者への技術研修の必要性や建築主への周知啓発の取組について、どのように対応していくのか、お伺いしたいと思います。

次に、省エネ法の改正により、民間での取組が行われている中で、公共建築物においても省エネの取組が重要であり、最近の建物である飯田生涯学習交流館、歴史博物館についてどのような省エネ対策を行い、エネルギー消費性能はどのように変わっているのか、伺っておきたいと思っております。

次に、ヒートショック対策についてお伺いします。

保健福祉長寿局からの答弁で、ヒートショック対策の住宅の断熱対策等の取組は、他局との連携を含め、大いに期待しておきたいと思っております。

現在、パブコメにかかっている政府の温暖化対策計画において、2025年までに住宅の省エネルギー基準の適合の義務化、全て適合義務が課されるわけでありまして。

省エネ対策は、地球温暖化防止の一翼を担うものであり、間接的にヒートショック対策につながるものと期待しております。

また、ヒートショック対策は、建築行政の新築、改修いずれにおいても省エネ対策と重なります。その点で、今後の建築物の省エネ対策の取組をどのように進めていくのか、伺っておきたいと思います。

次に、城北公園の問題であります。

今、Aエリア 24 台の駐車場に関する答弁をいただきました。問題になっているのは、ドライブスルーの取りやめの検討ということと、Aエリアの 24 台の駐車場をどうするかというのが今、問題なんでありますけれども、この場での議論は置いておきまして、10月16日の説明会、この場で大きな争点となるわけでありますので、市民の声が届く事業者との協議となることを要望しておきたいと思います。

さらに、多くの方々が疑問に考えているもう1つの点は、Park-PFI事業への市民、住民説明の欠如、制度としての公募前の市民参画としてのパブリックコメントがなぜ実施されなかったのかという点であります。大浜公園PFI事業ではパブコメは実施されております。市民参画条例第10条第1項第3号において、パブコメ対象として、大規模な公の施設を公民館、図書館、学校、公園、道路等と規定し、総事業費おおむね10億円以上、建設設計費、工事費等がおおむね3億円以上の公の施設としております。

公園などを新設、改修する場合の市民参画条例に定めるパブコメを実施すべき基準については、どのように定めているのか、改めて伺っておきたいと思います。

2つ目に城北公園Park-PFI活用事業において、市民参画条例を推進するに当たり、市民参画条例をどのように整理して進めてきたのか、伺っておきたいと思います。

次に、コロナワクチン・検査パッケージについて伺います。

明日9月30日、コロナ緊急事態宣言が解除されることになりました。政府は、先立つ9月9日、政府対策本部において、出口戦略として経済界からの要請に基づく個人行動制限、経済活動の段階的制限解除を想定してのコロナワクチン・検査パッケージを飲食店の第三者認証なども含め決定いたしました。この出口戦略は、ワクチン接種の終了を前提にしております。

一方で、デルタ株による感染拡大の中、ワクチン接種後のブレイクスルー感染が取り沙汰されております。

そこで、市内で確認された新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち、ワクチン接種をしていた人の人数や症状はどうなっているのか。またその事実について市はどのように受け止めているか、伺いたいと思います。

次に、このワクチン2回接種、または検査陰性というパッケージは、全国10か所での実証実験を行うということで、全体像は未定でありますけれども、検査は民間に任せ、かつ有料とのことであります。ワクチン接種が進む中、2回接種が終わった人がいる一方で、アナフィラキシーショック経験者や受けたくないという人など、未接種者も一定数残ることも明らかであります。このパッケージは、ワクチン未接種者への差別や排除を生み出すのではないかと懸念が出されておりますけれども、どのように考えるか、伺います。

そして、これらの出口戦略に対して第6波への不安、知事会などから自治体と十分に協議する場をつくることなどが提言されております。この行動制限の緩和について、静岡市はどのように考えているのか、伺いまして、2回目の質問を終わります。

40〇都市局長(宮原晃樹君) 建築物省エネ法の改正に伴う2つの質問にお答えいたします。

まず、設計者への説明義務に関する技術研修や周知啓発についてですが、建築物省エネ法の改正の施行に先立ち、本年2月に民間の指定確認検査機関と連携し、設計者向けの講習会を実施いたしました。この講習会では、改正法の内容として、適合義務の対象拡大や新設された説明義務に関する解説を行うとともに、省エネ性能の計算方法に関する技術研修等を実施いたしました。

今後も建築物省エネ法の目的や省エネ対策を紹介し、市民の皆さんに建築物の省エネルギー化を進めていただくようホームページなどを活用した情報発信を行います。

また、設計者が参加する講習会等での説明や民間の指定確認検査機関との連携による積極的な周知啓発に努めてまいります。

次に、飯田生涯学習交流館における省エネ対策とエネルギー消費性能についてですが、初めに建築物省エネ法では、建築物が備えるべき省エネ性能を確保するために必要な建築物の構造及び設備に関する省エネ性能基準が示されています。

この基準では、省エネを考慮した建築物のエネルギー消費量を標準的な仕様の建築物のエネルギー消費量で除した値である一次エネルギー消費性能を算出し、この値が1.0以下となれば、省エネ性能基準に適合していることとなります。

飯田生涯学習交流館の省エネ対策については、主に3つ実施しています。

1つ目は、屋根、外壁の断熱材を厚くし、断熱性能を向上させています。

2つ目は、ガラス面に日差しが入りにくくなるようひさしやブラインドを設け、空調負荷を軽減しています。

3つ目は、照明をLEDにして、消費エネルギーを抑えています。

この結果、一次エネルギー消費性能が0.71となり、省エネ性能基準に適合しております。

41〇観光交流文化局長(望月哲也君) 歴史博物館における省エネ対策とエネルギー消費性能についてですが、歴史博物館の省エネ対策については主に3つ実施しております。

1つ目は、外壁の断熱材を厚くし、断熱性能を向上させています。

2つ目は、エネルギー効率のよい空調機器の設置により、消費エネルギーを抑えております。

3つ目は、照明をLEDにして、消費エネルギーを抑えています。

この結果、一次エネルギー消費性能が0.94となり、省エネ性能基準に適合しております。

42〇都市局長(宮原晃樹君) 今後の建築物の省エネ対策の取組についてですが、現在、設計者及び建築主からの建築物省エネ法に関する相談について、建築指導課に窓口を開設して対応しております。今後は主に3つの取組を行ってまいります。

1つ目は、工事の着手前に届出された省エネ性能基準に適合していない住宅の建築主に対しては、適合に向けた指導助言を行います。

2つ目は、設計者を対象とした講習会等を活用し、省エネ性能の説明手順を解説するなど、建築物の省エネ推進について説明する機会を増やします。

3つ目は、市民の皆さんを対象に建築物の省エネ性能の向上に関する情報をホームページに掲載するなど、建築物の省エネルギー化の情報発信を行います。

また、3つの取組を行いながら、社会情勢の変化や国の施策を注視し、関係部局とも連携して、建築物の省エネ化を推進してまいります。

43〇市民局長(秋山 健君) 公園などを新設、改修する場合の市民参画条例に定めるパブリックコメントを実施すべき基準についてですが、静岡市市民参画の推進に関する条例では、大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定または変更を行うときに市民参画手続を実施しなければならないと定めております。

また、大規模な公の施設の設置とは、公園などの公の施設の新設または大幅な改修に当たり、総事業費がおおむね10億円以上、または建設費が3億円以上のものを対象とすることを運用基準としております。

なお、市民参画手続の方法については、原則としてパブリックコメントにより実施するものとしています。ただし、高度に地域性を有する場合や対象市民が限定的である場合など、パブリックコメント以外の方法で実施することが適当であると認められる場合には、意見交換会や市民ワークショップなどの方法で行うこともできます。

44〇都市局長(宮原晃樹君) 城北公園Park-PFI活用事業を推進するに当たり、市民参画条例をどのように整理して進めてきたのかについてですが、市民局長の答弁のとおり、当該事業では、市の所有となる施設整備に当たり、市が負担する建設費は約3,000万円であり、大規模な公の施設の設置には当たらないと考えています。

なお、市民参画については、市民ワークショップや利用者アンケートのほか、電子申請システムを活用した意見回収などを実施し、市民参画の機会を創出しております。

45〇保健衛生医療統括監(長谷川 誠君) 新型コロナワクチンに関する2点の質問にお答えします。

まず、市内で確認された新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち、ワクチンを接種していた人の人数と症状、市の受け止めについてですが、本市において8月1日から9月28日までの間に、確認された新規陽性者3,191人のうち、ワクチンを1回接種した人は185人で、2回接種していた人は214人でした。

また、1回接種していた人の症状については、軽症または無症状が179人、中等症が6人で、2回接種していた人については軽症または無症状が209人、中等症が5人でした。

ワクチンの接種は、感染や発症を完全には防ぐことができませんが、感染や発症と重症化を防ぐ効果があるとされています。

市民の皆さんには発症と医療体制の逼迫を防ぐためにも、一人でも多くの方に接種していただくとともに、引き続き不織布マスクの着用や手指消毒等の基本的な感染防止対策をお願いします。

次に、ワクチン未接種者への差別や排除を生み出すのではないかという懸念についてですが、重い急性疾患にかかっている方やワクチンの成分に対しアナフィラキシーなど、重度の過敏症の既往歴のある方などは、一般にワクチンを接種することができません。

国は、今月9日、ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方を決定し、ワクチンを接種した方や検査で陰性が確認された方は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域でも、行動制限の縮小や見直しを進めるとしています。

また、国は、取組を進めるに当たっては、ワクチンを接種していない方が不利益を被ることがないよう、十分配慮する必要があるとし、今後、自治体や事業者を含め国民的な議論を踏まえて具体化を進めていくとしています。

本市においても、ワクチン未接種の方が差別されたり、排除されたりすることは、決してあってはならないと考えており、今後の制度設計に向けた議論の行方を注視してまいりたいと考えております。

46〇危機管理統括監(梶山 知君) 行動制限の緩和における考え方についてですが、まず、行動制限の緩和については、10月から国が実証実験を行うとされておりますが、国の方針に対して経済界が期待する一方で、専門家や医療界では、感染の再拡大を懸念するなど、様々な意見がございます。

本市としても、感染拡大を抑えながら一日も早く、日常生活を取り戻すことは重要であると考えておりますが、行動制限の緩和に当たっては、実証実験の結果や感染状況を見極めることが重要であると考えております。

〔松谷 清君登壇〕

47〇松谷 清君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

歴史文化施設の数値が0.94ですか、世界的な建築からの取組ということですが、ちょっと驚きました。

それで、今後の取組と庁内連携について伺いをいたします。

2回の答弁によって明らかになったことは、環境局によるゼロ・エネルギー・ハウス、ZEH補助金制度は、建築物省エネ法を媒介に建築行政との連携の下、環境と経済を両立させる政策として、来年度も継続する必要があり、さらなる外皮基準などのレベルアップによる環境政策の深化が求められること、また、静岡市の健康・建築行政の強い連携によるヒートショック対策としての住宅の断熱化補助金制度の具体化が求められていることであります。

これらの推進に当たっては局間連携が必要であり、4次総の策定に大きく関わってまいります。

先日、第4次総合計画の中間報告を受けました。総合計画のキーワードは、私は人類最大のテーマ、気候危機であると考えておりますので、この大きなテーマに対応するために、今回の環境、建築、健康分野の連携のように、庁内連携を基軸に、政策の土台に気候危機対策を置くべきであると考えているわけであります。

そこで、田辺市長にお伺いしますが、4次総策定に当たり、庁内連携についてどのように取り組んでいくのか。また、4次総では、気候危機対策についてどのように位置づけていくのか、伺いたいと思います。

次に、城北公園の問題であります。

今、御答弁いただいて問題はないんだと。しかし市民参画は何らかの形で、今、答弁があった様々な施策はもう何年も前の話なんですね。

この事業、Park-PFI事業の公的支出が上限 3,000 万円だから3億円以下だということで、パブコメを実施しなかったというのを……

48〇議長(鈴木和彦君) あと1分です。

49

松谷 清君(続) 言っているわけでありませうけれども、そもそもPark-PFI事業、事業費が3億円とかそういうのが全く分からないんですね。税金を出すけれども、あと民間だということで、事業全体像は我々にも分からない。そういう状況の中で、このパブリックコメントという制度の在り方、これはやっぱり再検討しておく必要があるのではないかとことを指摘しておきたいと思えます。

今回の事業がなぜこのような遠回りをしているかといえば、Park-PFI事業もさることながら、昨年6月の地元自治会での説明会がコロナ禍という中で実態として機能をしなかったわけでありませう。7月の地元説明会で緑地政策課長は謝罪をしましたが、この問題に対する議会の公の場でのその問題についての謝罪はないんですね。改めて丁寧な市民対応を強く求めて、私の質問を終わりたいと思えます。

50〇企画局長(松浦高之君) 4次総策定における庁内連携と気候危機対策の位置づけの2点についてお答えします。

まず、庁内連携についてですが、総合計画をはじめとする本市の政策推進に当たり、庁内連携は市の総合力を高め、政策を磨き上げる上で、必要不可欠であります。4次総の策定においても、関係職員で構成する局横断的な作業部会を設置するほか、局長級からなる庁内策定会議において、全庁的な協議を行うなど、庁内連携を図っております。

次に、4次総における気候危機対策の位置づけですが、4次総には、SDGsを組み込み、グリーンとデジタルを新たな視点として取り込むこととしております。気候危機対策についても、グリーンの視点からの施策として位置づけるものと想定しております。